

使用済自動車の再資源化等に関する法律
（自動車リサイクル法）に基づく
解体業、破砕業許可申請及び届出の手引

三 重 県

（令和3年1月）

目 次

1	許可申請等に当たっての留意事項	1
2	許可申請等の種類と様式及び添付書類	4
3	解体業許可及び許可の更新申請書 記入例 : 様式第五 (第五十五条関係) <第1面～第3面>	8
	①事業計画書及び収支見積書 記入例 : 様式1 (解体) (県様式)	12
	②事業の用に供する施設の概要 記入例 : 様式2 (解体) (県様式)	14
4	破砕業許可及び許可の更新申請書 記入例 : 様式第八 (第六十条関係) <第1面～第3面>	15
5	破砕業の事業の範囲の変更許可申請書 : 様式第十 (第六十三条関係) <第1面～第3面>	19
	①事業計画書及び収支見積書 記入例 : 様式1 (破砕) (県様式)	23
	②事業の用に供する施設の概要 記入例 : 様式2 (破砕) (県様式)	25
6	誓約書 記載例 : 様式3 (解体・破砕) (県様式)	26
7	長期収支見積書	27
8	解体業及び破砕業変更届出について	29
9	解体業変更届出書 : 様式第七 (第五十八条関係)	31
10	破砕業変更届出書 : 様式第十一 (第六十四条関係)	32
11	解体業、破砕業変更届出共通の添付様式	
	・役員等新旧対照表 記入例 : 別紙 (県様式)	33
12	解体業廃止届出書 : 様式4 (県様式)	34
13	破砕業廃止 (一部廃止) 届出書 : 様式5 (県様式)	35
14	土地利用等に関する主な他法令による規制一覧 (例)	36
15	問い合わせ先	39

許可申請等にあたっての留意事項

- ◎ 許可申請に先立ち、自動車リサイクル法以外の廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、都市計画法、建築基準法、農地法、消防法、森林法、県・市町条例など他法令を管轄する部署と調整を行い、必要な諸手続きを行ってください。

1 許可申請書等の提出部数及び提出先

正本1部、控え1部（受付印を押印後、返却します。）を事業を行おうとする事業所が管轄する地域防災総合事務所環境室又は地域活性化局環境室（以下、「環境室」という。）（39頁参照）へ提出してください。

なお、県内に複数の事業所を有する場合にあつては、本社（ただし、本社の所在地を管轄する環境室管内に事業所を有しない場合、又は、県外又は四日市市内に本社を置く場合には、県内の代表的な事業所）を管轄する環境室へ提出してください。ただし、四日市市内の事業所に係る許可等は別記（※1）のとおりとしてください。

（※1）四日市市内の事業所に係る許可等について

平成20年4月1日から四日市市が保健所政令市に移行されたことに伴い、四日市市内における使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）に関する業務が、三重県から四日市市に移管されました。

四日市市内における、解体業・破砕業に関する申請・届出についての御相談は下記にお問い合わせください。

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所環境部 生活環境課 廃棄物対策室
TEL 059-354-4415 FAX 059-354-4412

2 申請手数料（三重県収入証紙で納付）

申請の種類		新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
業の種類				
解体業		78,000円	70,000円	—
破砕業		84,000円	77,000円	67,000円

なお、許可申請ではなく、届出の場合には手数料は不要です。

3 更新許可申請の申請書提出時期

・更新許可申請は、許可期限の2ヶ月前を目安に提出して下さい。（許可期限を過ぎた場合、新規で許可申請をしていただくこととなります。）

4 許可申請にあたっての留意事項

・事業の用に供する施設が廃棄物処理法の許可を要する施設（1日当たりの処理能力が5トンを超える廃プラスチック類の破砕施設）である場合には、破砕業の許可申請を行う前に同法に基づく施設の設置許可を受けている必要がありますのでご注意ください。

5 申請書に記載する役員等について

・法人における「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。（例：公益法人や協同組合の理事や監事等、株式会社の監査役や相談役等）

・法人における「政令で定める使用人」とは、本店又は支店の代表者、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者。

・個人における「政令で定める使用人」とは、主たる事務所又は従たる事務所の代表者、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者。

なお、申請者(営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人)、役員、政令で定める使用人のいずれかの者が、次の欠格要件に該当する場合には、許可することはできません。

【欠格要件】

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から5年を経過しない者
- ハ・使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令(フロン類法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)若しくはこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く)に違反した者
- ・刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)及び暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 解体業・破砕業、一般廃棄物収集運搬・処分業、(特別管理)産業廃棄物収集運搬・処分業、浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者〔法人にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条(不利益処分を受ける者への聴聞の通知)による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。〕
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をすることおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で、暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

《参考》

- ◎ 「禁錮」とは、原則として1ヶ月以上の自由の剥奪(拘禁)を内容とする刑罰であり、労働を強制されないもの。
- ◎ 「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役、死刑のことをいう。
- ◎ 「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とは、刑法第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8条により刑の執行の免除を受けてから5年(免除を受けた日の翌日から起算する)を経過しない者等。なお、刑の執行猶予の言い渡しを受けた者がこれを取り消されず猶予の期間を経過したときは、刑の言い渡しの効力そのものが失われることになることから経過した翌日から申請ができることとなる。
- ◎ 「執行を終わり」とは、現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなく刑期を経過した場合をいう。
- ◎ 「暴力団員等」とは、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

6 許可取得後の手続き

新規許可を取得した場合には、すみやかに自動車リサイクルシステム(自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター)に登録し、事業所コード・初期パスワードを取得してください。

<電子マニフェスト等を運用するために必要となります。>

なお、自動車リサイクルシステムへの新規登録申込は、自動車リサイクルシステムHP(<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>)よりダウンロードしていただきますようお願いいたします。

また、更新申請を行ったら、直ちに自動車リサイクルシステム上で手続き(更新申請済ボタンを押す)をしていただくようお願いいたします。

(1) 更新許可

許可を受けた者は、引き続き解体業又は破砕業を行う場合は5年ごとに更新許可を受けなければなりません。

(2) 変更許可

破砕業者が、その事業の範囲【破砕前処理（プレス・せん断）のみ、破砕（シュレッディング）のみ、破砕前処理及び破砕】のそれぞれの区分を変更しようとするときは、事前に事業範囲の変更許可を受けなければなりません。

(3) 変更届出

次の事項に変更が生じた場合、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- ⑤ 事業の用に供する施設の概要
- ⑥ 標準作業書の記載事項
- ⑦ 他に受けている解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可番号（申請中の場合は申請年月日）
- ⑧ 解体業又は破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車、解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合、当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑨ 破砕業の用に供する施設について、廃棄物処理法上受けている施設許可の年月日及び許可番号
- ⑩ 法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
- ⑪ 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(4) 廃止届出

次の事項に該当することとなった場合、当該事項に該当する者は、その日から30日以内に廃止届を提出しなければなりません。また、その際、許可証を返納してください。

- ① （個人が）死亡した場合：その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が破産により解散した場合：その破産管財人
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合：その精算人
- ⑤ 個人経営が法人化により消滅した場合：その個人
- ⑥ その許可に係る解体業（又は破砕業）を廃止した場合：解体業者（又は破砕業者）であった個人又は解体業者（又は破砕業者）であった法人を代表する役員（参考）個人経営の経営者に変更があった時は、廃業等の届出とともにその個人（新しい経営者）での新規申請が必要です。

許可申請等の種類と様式及び添付書類

申請される許可の種類ごとに、下記の申請書及び添付書類を提出してください。

提出する書類	解体業 新規	解体業 更新	破砕業 新規	破砕業 更新	破砕業 変更許可
解体業許可申請書（様式第五1～3面）	○				
解体業許可の更新申請書（様式第五1～3面）		○			
破砕業許可申請書（様式第八1～3面）			○		
破砕業許可の更新申請書（様式第八1～3面）				○	
破砕業の事業の範囲の変更許可申請書（様式第十1～3面）					○
添付書類					
1 事業計画書及び収支見積書【様式1（解体又は破砕）】 1-1 事業の全体計画 1-2 使用済自動車等（又は解体自動車等）の受入実績及び計画 1-3 解体（又は破砕）実績 1-4 解体（又は破砕等）能力 1-5 保管の状況 1-6 年間収支見積書	○	○	○	○	●
2 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）【様式2（解体又は破砕）】の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付	○	△	□	△	●
3 2の施設の所有権又は使用権限を有することを証する書類 3-1 公図 3-2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 3-3 所有権がない場合は、賃貸借契約書、施設使用承諾書の写しなど	○	△	○	△	●
4 申請者が個人である場合 4-1 住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載</u> のもの。） 4-2 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
5 申請者が法人である場合 ・定款又は寄附行為 ・商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○

提出する書類	解体業 新規	解体業 更新	破砕業 新規	破砕業 更新	破砕業 変更許可
6 申請者が法人である場合には、その役員の住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載</u> のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者がある場合 7-1 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類 7-2 これらの者が個人である場合には住民票の写し及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 7-3 これらの者が法人である場合には商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
8 申請者に令第5条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載</u> のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
9 申請者が未成年者である場合 9-1 法定代理人の住民票の写し（ <u>本籍地記載</u> のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、 <u>国籍記載</u> のもの。） 9-2 法定代理人の精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○ ※	○	○ ※	○	○ ※
10 申請者が法62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面【様式3（解体・破砕）】	○	○	○	○	○
11 その他 ・標準作業書 ・他都道府県市において解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業許可を取得している場合には、その許可証等の写し（申請中である場合には、申請書等の鑑の写し） ・申請者に代わって行政書士が申請等の手続きを行う場合にあっては、申請者からの委任状 ・三重県における現有許可証（自動車リサイクル法及び産業廃棄物処理法）の写し	○ ○ ○ ○	○ △ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ △ ○ ○	○ △ ○ ○

(留意事項)

- ①添付書類の「△」については、変更のある場合にのみ添付が必要です。
- ②添付書類の「□」については、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けたものにあつては、様式2以外の書類は不要です。
- ③添付書類の「●」については、変更に関するものの添付が必要です。
- ④「精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書（成年後見等の登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。
- ⑤住民票の写し、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等発行日のある添付書類については申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。
なお、申請日前に記載内容に変更があつた場合には、3ヶ月以内に発行されたものであつても、変更後のものを添付してください。
これらの書類は、原本を提示していただくことで、写しの提出を可とします。（原本は照合を行ったのち、その場でお返しします。）
- ⑥標準作業書の作成に当たっては、「自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン」が環境省
HP（<http://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf>）
に掲載されていますのでご活用ください。
- ⑦その他、申請書及び届出書の備考欄の記載事項に留意してください。

- 先行許可証の原本の提示（写しの提出）による添付書類の省略
 新規許可・変更許可申請時のみ、他府県等において許可された解体業又は破碎業若しくは産業廃棄物処理業等の許可証の原本の提示（写しの提出）していただくことにより、「※」のついた添付書類を以下の表のとおり省略することができます。
 （注意）更新許可申請の場合、先行許可証は使えませんので、「※」のついた添付書類の省略はできません。

原本を提示する許可証の種類	省略することができる添付書類
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証 ・ 産業廃棄物処分業許可証 <p>上記許可証は、新規許可、変更許可、更新許可のいずれでも結構ですが、許可日から5年を過ぎていない許可証に限ります。</p> <p>また、上記許可証については、「規則第〇〇条第〇項の規定による許可証の提出の有無」が「無」（この規定による添付書類の省略をしないで許可を受けたもの）のものに限ります。</p>	<p>添付書類4、6、7、8、9のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民票の写し ②法人株主、法人出資者の商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体業許可証 ・ 破碎業許可証 <p>上記許可証は、新規許可、変更許可、更新許可のいずれでも結構ですが、許可日から5年を過ぎていない許可証に限ります。</p> <p>また、上記許可証については、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」が「無」（この規定による添付書類の省略をしないで許可を受けたもの）のものに限ります。</p>	<p>申請者である法人の商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は省略できません。</p>

解体業 許 可 申 請 書
許可の更新

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年 月 日	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

(郵便番号) 514 - 8570
住 所 三重県津市広明町 13 番地
氏 名 三重県自動車解体株式会社
代表取締役 三重 健太郎
電話番号 059-224-1000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第61条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称	三重県自動車解体株式会社津事業所	
所在地	(郵便番号) 514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地 電話番号 059-224-1000	
事業の用に供する施設の概要	(様式2 (解体) のとおり)	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請の年月日)
	△△県	破碎業<破碎前処理のみ> 許可番号:第204〇〇〇〇〇〇〇〇号 (申請中:申請年月日〇〇年〇〇月〇〇日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあつては、その許可番号(申請中の場合にあつては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあつては、申請の年月日)
	三重県	〇〇業 許可番号 第024〇〇〇〇〇〇〇〇号
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	(郵便番号) 514 - 0003 三重県津市桜橋3丁目446 〔使用済自動車〕 面積:100 m ² 保管量の上限:300m ³ (使用済自動車約20台) 〔解体自動車〕 面積:100 m ² 保管量の上限:300m ³ (解体自動車約20台)	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
みえ けんたろう 三重 健太郎	代表取締役	三重県津市〇町〇番地
みえ けんじろう 三重 健次郎	取締役	三重県津市〇町〇丁目〇
みえ けんざぶろう 三重 健三郎	監査役	三重県四日市市〇町〇丁目〇

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
みえ けんたろう 三重 健太郎	三重県津市桜橋3丁目446	×××× 株
株式会社 つしょうじ 津商事	三重県津市栄町1丁目55	□□□□ 株

標準作業書の記載事項 ※標準作業書を添付する場合

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添標準作業書のとおり。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法 (指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。)	
油水分離装置及びためます等の管理の方法 (これらを設置する場合に限る。)	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物(解体自動車及び指定回収物品を除く。)の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△ 手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

標準作業書の記載事項 ※記載事項に記入する場合

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	周囲に高さ5mの鋼板壁を設置。受入車両は、異物の混入等の有無を確認した後、圧縮していない解体自動車の保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとし、それぞれの自動車の重心がほぼ重なるよう整然と行う。最大保管量は使用済自動車〇〇台、未プレス解体自動車〇〇台とする。保管場所面積は〇〇㎡。 その他、詳細は別添のとおり。
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	原則として受入車両は、廃油及び廃液抜き取り後のものに限る。廃油等の抜き取りが行われていない自動車については、建屋内の専用場所において換気を行いながら回収機を用いて回収する。抜き取り後の廃油、廃液は消防法に従い密閉容器（ドラム缶）にて保管する。
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	エアバッグについては、引取基準に従い、インフレーターを回収する。車上作動処理を行う場合は、建屋内で行い、音が漏れないように配慮する。指定回収物品及び鉛蓄電池等は、手作業にて取り外しを行い、回収品は液漏れ等がないことを確認のうえ、種類毎に分別保管（建屋内）する。バンパー、ボンネット、エンジン等を手作業又は重機により取り外す。
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	槽の上には物を置かない。各槽には、吸着マットを浮かべ浮遊油を除去する。毎日、各槽の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態をチェックする。最終槽に油膜が見られる場合には、すべての吸着マットを交換し、必要に応じて柄杓等で廃油を専用ドラム缶に回収する。ためます並びに排水溝については、毎日点検を行い、油分等が流出しないように、必要に応じて吸引機又は油吸着マットにて回収・清掃を行う。回収した廃油等は、1回/月、〇〇清掃㈱に処理を委託する。
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	バッテリーについては、専用コンテナに入れ保管し、規定の数量に達したら業者（〇〇）に売却する。廃タイヤについては、定期的に業者（〇〇）に処理委託する。利用可能なものについては、業者等に売却する。解体作業に伴って発生する廃棄物としては、ラジエータ廃液がある。これらについては、一定量（約1,000ℓ）溜まった段階で専門の処理業者（〇〇）に産業廃棄物として委託処理する。
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なもの	有用な回収部品等については、施設可能な専用建屋にて一定期間保管するが、棚卸で不用になったものは産業廃棄物として適正に処理する。なお、大きな部品（ドア、ボンネット、タイヤ、ホイール）については、解体場所とは別の場所（屋外）にて保管する。廃タイヤを屋外に保管する場合には、蚊の発生源とならないようシートで覆いする。
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	使用済自動車については引取依頼の都度、解体自動車については週2回、いずれも自社所有の車両（車種、最大積載量、登録番号）にて収集運搬基準を遵守して運搬する。 廃棄物処理法の収集運搬許可業者に委託する場合には、次の者に委託する。 （〇市からの運搬 ㈱☆☆自動車）
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	使用前に毎回目視確認する。 その他、別に定める保守点検計画に基づき実施する。
火災予防上の措置	消防法、市町条例に従い、別図のとおり消火設備を設ける。また、管理者（危険物保安監督者：〇〇〇〇、危険物管理責任者：〇〇〇〇、労働安全作業主任者：〇〇〇〇）を設置し、従業員に対して機械器具の取扱い等について周知・教育を行う。 事故の発生に備え、連絡通報体制図を作業所及び事務所に掲示する。

△ 手数料欄

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. 事業計画書及び収支見積書

様式1 (解体) (県様式)

〇〇年〇〇月〇〇日 現在作成

1-1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。)

別添フロー図のとおり

事業全体 (引取から引渡しまで) の流れがわかる内容とすること。
有価物回収品目、発生廃棄物についても記載する。
各工程に係る作業人員数や時間を併記すること。

(フロー概要図を添付)

業務時間	8:30 ~ 17:00	従業員数	〇人	休業日	日曜日、祝日、盆 (3日)、 年末年始 (5日)
------	--------------	------	----	-----	-----------------------------

1-2. 使用済自動車等の受入実績及び計画

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)	今後の年間計画
受入台数	290台	250台	200台	250台
主な受入先	〇〇自動車販売 □□中古車自販	同左	同左	同左

1-3. 解体実績

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)
年間処理実績	260台	250台	220台
年間稼働日数	293日	293日	293日
平均処理実績	約1台/日	約1台/日	約1台/日

1-4. 解体能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
1台/日	293日	293台

1-5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	20台 (台)	保管量の上限	10台 (台)
現在保管量	10台 (台)	現在保管量	2台 (台)

※ 事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で()に記入すること。

1-6. 年間収支見積書

項 目		前年度(〇〇年) (決算月(3月))		今後の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高(全体)	ア(総売上収入)	6,000	30,000	7,500	30,000
売上原価	イ(使用済自動車等購入費)	3,000	15,000	3,750	15,000
その他の経費	ウ	2,000	10,000	2,500	10,000
うち廃棄物処理委託費	エ	600	3,000	750	3,000
営業利益	オ=ア-イ-ウ	1,000	5,000	1,250	5,000
営業外損益	カ(主に支払利息(注))	0	0	0	0
経常利益	キ=オ+カ	1,000	5,000	1,250	5,000
使用済自動車等年間引取台数			200		250
使用済自動車等年間処理台数			200		250

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額(年度末残高) (千円)	0	0

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 支払利息のみの場合又は支払い利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。
 3 今後の見込み「経常利益」がマイナスとなる場合には、別途、5年間の長期収支見積書を提出すること。

事業の用に供する施設の概要（解体業）

[規則第57条第1号に掲げる施設基準適合状況]

解体作業場以外の場所	使用済自動車又は解体自動車を保管する場合の当該場所の周囲の囲い及びその範囲	事業場全体に鉄製フェンス（高さ2m）を設置している。自動車の保管場所については、解体作業場、進入路、事務所、駐車場を除く別添図の場所（〇㎡）を明確に区分している。 保管能力（使用済自動車：普通車換算 〇段積み、計約〇台、解体自動車：普通車換算 〇段積み、計約〇台）
	油等が漏出するおそれのある使用済自動車又は解体自動車を保管する場合の廃油、廃液の流出・地下浸透防止措置	床面鉄筋コンクリート（厚さ〇cm）。 排水溝及び油水分離槽設置。 標準作業書にそった廃油、廃液の回収を徹底する。
	燃料の抜取（回収）作業における廃油の流出・地下浸透防止措置	床面鉄筋コンクリート（厚さ〇cm） 排水溝及びためますを設置。
	分離した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合の措置	建物（面積〇㎡、床面鉄筋コンクリート（厚さ〇cm））内。屋根のみであるが、周囲に排水溝及び油水分離槽設置。 標準作業書にそった廃油、廃液の回収を徹底する。
解体作業場	燃料以外の廃油、廃液の回収装置	廃油、廃液の回収装置を各1台所有 能力：〇〇ℓ/分
	廃油、廃液の地下浸透防止措置	床面鉄筋コンクリート（厚さ〇cm）
	廃油の流出防止措置	排水溝及び油水分離槽設置
	雨水等による燃料以外の廃油、廃液の流出防止措置	建物（面積〇㎡、床面鉄筋コンクリート（厚さ〇cm））内 屋根のみであるが、周囲に排水溝及び油水分離槽設置
その他設備の概要	トラックスケール〇基 ニブラ〇台、フォークリフト〇台 運搬車両〇台（キャリアカー〇台、平ボディ車〇台）	
備考	施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び公図、施設付近の見取図を添付	

破 碎 業 許 可 申 請 書
許可の更新

※ 許 可 番 号	
※ 許 可 年 月 日	

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

(郵便番号) 514 - 8570
 住 所 三重県津市広明町 13 番地
 氏 名 三重県自動車破碎株式会社
 代表取締役 三重 健太郎
 電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 1 0 0 0

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可(許可の更新)を申請します。

事業の範囲	破碎業<破碎前処理(プレス)のみ>	
事業所の名称及び所在地		
名称	三重県自動車破碎株式会社津事業所	
所在地	(郵便番号) 514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地 電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 1 0 0 0	
事業の用に供する施設の概要	(様式2(破碎)のとおり)	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 △△第□□□□号	
他に解体業又は破碎業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	△△県	解体業 許可番号:第2〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 (申請中:申請年月日〇年〇月〇日)
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)
	△△県	許可番号 第024〇〇〇〇〇〇〇〇号

(第2面)

破砕業を行おうとする事業所以外の場所解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	(郵便番号) 514 - 0003 三重県津市桜橋3丁目446
	[解体自動車] 面積：100 m ² 保管量の上限：300m ³ - (解体自動車約20台) [自動車破砕残さ] 面積：100 m ² 保管量の上限：50m ³ -

役員の氏名及び住所 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
みえ けんたろう 三重 健太郎	代表取締役	三重県津市〇町〇番地
みえ けんじろう 三重 健次郎	取締役	三重県津市〇町〇丁目〇
みえ けんざぶろう 三重 健三郎	監査役	三重県四日市市〇町〇丁目〇

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所 (当該使用人がある場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所 (未成年者である場合に記入すること。)

(ふりがな) 氏名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。)

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
みえ けんたろう 三重 健太郎	三重県津市桜橋3丁目446	×××× 株
株式会社 津商事 つしょうじ	三重県津市栄町1丁目55	□□□□ 株

標準作業書の記載事項 ※標準作業書を添付する場合

解体自動車の保管の方法	別添標準作業書のとおり。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△ 手数料欄	

備考

- 1 △印の欄は、記入しないこと。
- 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

標準作業書の記載事項 ※記載事項に記入する場合

解体自動車の保管の方法	周囲に高さ5mの鋼板壁を設置。受入車両は、異物の混入等の有無を確認した後、圧縮していない解体自動車の保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとし、最大保管量は〇〇台とする。保管場所面積は〇〇㎡。圧縮後の解体自動車は、囲いから50%勾配にて積み上げ、最大高さは〇mとする。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	保管場所からフォークリフトにてプレス機まで運搬し、プレス機に投入し、遠隔操作にて2軸プレスを行う。〇台プレスするたびにフォークリフトにより保管場所へ運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	自動車以外のもの（廃家電、自販機、自転車等）が混入していないことを確認し、シュレッダー機に投入する。破砕後は磁気選別機等にて鉄、アルミニウム等を回収する。
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	維持管理マニュアルに沿って定期的に管理を行う。
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	破砕残さの発生量と搬出処分量から計算して、十分に保管できる容量の保管設備を設けているが、破砕残さの発生量の搬出量を調整して、保管量が設備容量（最大〇〇m ³ ）を越えないようにする。汚水の地下浸透を防止するため、床面のひび割れ等があれば早急に補修する。破砕残さから生じる汚水については、これが保管設備から流出しないように排水溝の清掃や点検を行う。破砕残さが飛散・流出しないよう、また、火災が発生しないよう注意する。
解体自動車の運搬の方法	ほぼ毎日、自社所有の車両（運搬車両の車種、最大積載量、登録番号）にて運搬する。運搬に当たっての車両の積み降ろしは、フォークリフトにて行い、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。廃棄物処理法の収集運搬許可業者へ委託して行う場合は、次のものに委託する。〇市からの運搬：株式会社△自動車
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	コンテナバンに搭載し、被覆シートで覆いをして輸送する。また、輸送の都度、被覆シートの破損状況を確認して使用すると共に、輸送過程で破損した場合を考慮して補修用テープを車両に備え置く。車両には、消火器を備え付ける。廃棄物の収集運搬基準を遵守する。廃棄物処理法の収集運搬許可業者へ委託して行う場合は、次のものに委託する。〇市からの運搬：株式会社△自動車
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	保守点検箇所、チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画（別添）に基づき、保守点検を実施する。なお、本保守点検計画は、毎年度当初に見直しを行う。ただし、事故の発生、行政機関からの指摘等不都合な箇所が明らかになった場合には、随時見直しを行う。
火災予防上の措置	消防法、市町条例に従い、別図のとおり消火設備を設ける。また、管理者（危険物保安監督者：〇〇〇〇、危険物管理責任者：〇〇〇〇、労働安全作業主任者：〇〇〇〇）を設置し、従業員に対して機械器具の取扱い等について周知・教育を行う。事故の発生に備え、連絡通報体制図を作業所及び事務所に掲示する。

△ 手数料欄

- 備考
- △印の欄は、記入しないこと。
 - ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

(郵便番号) 514 - 8570
 住 所 三重県津市広明町 13 番地
 氏 名 三重県自動車破砕株式会社
 代表取締役 三重 健太郎
 電話番号 059-224-1000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第024〇〇〇〇〇〇〇〇号
変 更 の 内 容	解体自動車(廃車ガラ)の <u>破砕(シュレッディング)</u> の追加
変 更 の 理 由	事業の拡大
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	シュレッダー(別添資料のとおり)
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 △△第 □□□□□□ 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	(郵便番号) 514 - 0003 三重県津市桜橋3丁目446 [解体自動車] 面積: 100 m ² 保管量の上限: 300m ³ (解体自動車約20台) [自動車破砕残さ] 面積: 100 m ² 保管量の上限: 50m ³

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所
みえ けんたろう 三重 健太郎	代表取締役	三重県津市〇町〇番地
みえ けんじろう 三重 健次郎	取締役	三重県津市〇町〇丁目〇
みえ けんざぶろう 三重 健三郎	監査役	三重県四日市市〇町〇丁目〇

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数 又は出資の金額
みえ けんたろう 三重 健太郎	三重県津市桜橋3丁目446	×××× 株
つしょうじ 株式会社 津商事	三重県津市栄町1丁目55	□□□□ 株

標準作業書の記載事項 ※標準作業書を添付する場合

解体自動車の保管の方法	別添標準作業書のとおり。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

標準作業書の記載事項 ※記載事項に記入する場合

解体自動車の保管の方法	周囲に高さ5mの鋼板壁を設置。受入車両は、異物の混入等の有無を確認した後、圧縮していない解体自動車の保管は、囲いから30cm離れた場所から行い、囲いから3m以内では2段積み高さ3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとし、最大保管量は〇〇台とする。保管場所面積は〇〇㎡。圧縮後の解体自動車は、囲いから50%勾配にて積み上げ、最大高さは〇mとする。
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	保管場所からフォークリフトにてプレス機まで運搬し、プレス機に投入し、遠隔操作にて2軸プレスを行う。〇台プレスするたびにフォークリフトにより保管場所へ運搬する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	自動車以外のもの（廃家電、自販機、自転車等）が混入していないことを確認し、シュレッダー機に投入する。破砕後は磁気選別機等にて鉄、アルミニウム等を回収する。
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	維持管理マニュアルに沿って定期的に管理を行う。施設については毎日目視点検を行い、油膜等の有無について確認を行う。また、1年に2回以上、水質検査(項目:pH、BOD、Pb、Cr6+、…)を実施する。
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	破砕残さの発生量と搬出処分量から計算して、十分に保管できる容量の保管設備を設けているが、破砕残さの発生量の搬出量を調整して、保管量が設備容量(最大〇〇㎡)を越えないようにする。汚水の地下浸透を防止するため、床面のひび割れ等があれば早急に補修する。破砕残さから生じる汚水については、これが保管設備から流出しないように排水溝の清掃や点検を行う。破砕残さが飛散・流出しないよう、また、火災が発生しないよう注意する。
解体自動車の運搬の方法	ほぼ毎日、自社所有の車両(運搬車両の車種、最大積載量、登録番号)にて運搬する。運搬に当たっての車両の積み降ろしは、フォークリフトにて行い、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。廃棄物処理法の収集運搬許可業者へ委託して行う場合は、次のものに委託する。 〇市からの運搬:株式会社△自動車
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	コンテナバンに搭載し、被覆シートで覆いをして輸送する。また、輸送の都度、被覆シートの破損状況を確認して使用すると共に、輸送過程で破損した場合を考慮して補修用テープを車両に備え置く。車両には、消火器を備え付ける。廃棄物の収集運搬基準を遵守する。廃棄物処理法の収集運搬許可業者へ委託して行う場合は、次のものに委託する。 〇市からの運搬:株式会社△自動車
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	保守点検箇所、チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画(別添)に基づき、保守点検を実施する。なお、本保守点検計画は、毎年度当初に見直しを行う。ただし、事故の発生、行政機関からの指摘等不都合な箇所が明らかになった場合には、随時見直しを行う。
火災予防上の措置	消防法、市町条例に従い、別図のとおり消火設備を設ける。また、管理者(危険物保安監督者:〇〇〇〇、危険物管理責任者:〇〇〇〇、労働安全作業主任者:〇〇〇〇)を設置し、従業員に対して機械器具の取扱い等について周知・教育を行う。事故の発生に備え、連絡通報体制図を作業所及び事務所に掲示する。
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1. 事業計画書及び収支見積書

様式1 (破碎) (県様式)

〇〇年〇〇月〇〇日 現在作成

1-1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。)

別添フロー図のとおり 事業全体 (引取から引渡しまで) の流れがわかる内容とすること。 有価物回収品目、発生廃棄物についても記載する。 各工程に係る作業人員数や時間を併記すること。 (フロー概要図を添付)					
業務時間	8:30 ~17:00	従業員数	〇人	休業日	日曜日、祝日、盆 (3日)、年末年始 (5日)

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)	今後の年間計画
受入台数	580台	500台	400台	400台
主な受入先	〇〇自動車解体 □□中古車自販	同左	同左	同左

1-3. 破碎実績

年 度	〇〇年度実績 (3年前)	〇〇年度実績 (2年前)	〇〇年度実績 (1年前)
年間処理実績	520台	500台	400台
年間稼働日数	293日	293日	293日
平均処理実績	約2台/日	約2台/日	約1.5台/日

1-4. 破碎等能力

1日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
2台/日	293日	586台

1-5. 保管の状況

解体自動車		A S R	
保管量の上限	20台 (m ³) (台)	保管量の上限	20 (m ³) (m ³)
現在保管量	10台 (m ³) (台)	現在保管量	5 (m ³) (m ³)

※ 事業場以外の場所で保管している場合は、その台数等を（ ）に記入すること。

1-6. 年間収支見積書

項 目		前年度 (〇〇年) (決算月 (3月))		今後の見込み (年間)	
		年度	(1台当)	年度	(1台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)	12,000	30,000	12,000	30,000
売上原価	イ (解体自動車等購入費)	6,000	15,000	6,000	15,000
その他の経費	ウ	4,000	10,000	4,000	10,000
うち廃棄物処理委託費	エ	1,200	3,000	1,200	3,000
営業利益	オ=ア-イ-ウ	2,000	5,000	2,000	5,000
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))	0	0	0	0
経常利益	キ=オ+カ	2,000	5,000	2,000	5,000
解体自動車等年間引取台数			400		400
解体自動車等年間処理台数			400		400

(参考)

	前年度末	現 在
負債総額 (年度末残高) (千円)	0	0

- (注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
 2 支払利息のみの場合又は支払い利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。
 3 今後の見込み「経常利益」がマイナスとなる場合には、別途、5年間の長期収支見積書を提出すること。

事業の用に供する施設の概要 (破碎業)

解体自動車 の保管場 所	解体自動車の保管場所の囲い及びその範囲	事業場全体に鉄製フェンス (高さ2m) を設置している。自動車の保管場所については、解体作業場、進入路、事務所、駐車場を除く別添図の場所 (〇㎡) を明確に区分している。 保管能力 (未プレス解体自動車: 普通車換算 〇段積み、計約〇台、廃車プレス: 計約〇台分)
破碎前 処理施 設	処理施設の種類の (許可の要否)	圧縮施設 (許可 不要) * 許可を受けた施設にあっては、以下記入不要
	処理方式	二方締め
	処理能力 (t、台/日) 1日の稼働時間 (h/日)	40 t/日、8 h/日 (別添設計計算書のとおり)
	設置場所	三重県〇〇市〇〇町〇番地 *施設が実際に設置されている地番を記載すること。(ただし、建屋内に設置されている場合は、建屋が建設されている地番とする。)
	設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	破碎前処理を行う場合、廃棄物の飛散及び流出、騒音及び振動の防止に関する措置	施設は建屋内に設置し、粉じん及び騒音の防止を図ります。振動については、基礎を強固にすると共に、防振装置を設置します。
破碎処 理施設	処理施設の種類の (許可の要否)	廃プラスチック類の破碎施設 [なお、金属くず、ガラスくずについても同時処理が可能] (許可 要) * 許可を受けた施設にあっては、以下記入不要
	処理方式	二軸式せん断破碎機
	処理能力 (t、台/日) 1日の稼働時間 (h/日)	40 t/日、8 h/日 (別添設計計算書のとおり)
	設置場所	三重県〇〇市〇〇町〇番地 *施設が実際に設置されている地番を記載すること。(ただし、建屋内に設置されている場合は、建屋が建設されている地番とする。)
	設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
	破碎処理を行う場合、廃棄物の飛散及び流出、騒音及び振動の防止に関する措置	施設は建屋内に設置し、粉じん及び騒音の防止を図ります。振動については、基礎を強固にすると共に、防振装置を設置します。
技術管理者		技術管理者: 鳥羽 次郎 *許可施設の場合のみ記載
破碎残 さの保 管場所	破碎残さの保管場所の容量	建物 (面積〇㎡、高さ〇m) 内
	破碎残さの保管場所 (汚水の地下浸透防止措置)	〇〇市〇〇町〇番地 建物 (床面鉄筋コンクリート (厚さ〇cm)) 内
	破碎残さの保管場所から出るおそれのある汚水による公共用水域、地下水汚染防止措置)	排水溝及び排水処理施設設置
	雨水等による汚水の事業所からの流出防止措置	自動車破碎残さの保管は、屋根のみであるが、コンテナに入れシート掛けを行う
	破碎残さの飛散・流出防止措置	コンテナに入れシート掛けを行う
その他の施設の概要		トラックスケール〇基、せん断施設△型 (能力 〇t/日) 〇基、圧縮施設△型 (能力 〇t/日) 〇基、ニブラ〇台、フォークリフト〇台 運搬車両〇台 (キャリアカー〇台、平ボディ車〇台)
備考		施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び公図、施設付近の見取図を添付

誓 約 書

私 (当法人) は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第6 2条第1 項第2 号イからヌまでのいずれにも該当しない (使用済自動車の再資源化等に関する法律第6 9条第1 項第2 号に適合する) ことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 株式会社 三重県自動車解体 (株式会社 三重県自動車破砕)

代表取締役 三重 太郎

三重県知事 あて

【欠格要件】

使用済自動車の再資源化等に関する法律第6 2条第1 項第2 号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けなくなった日から5年を経過しない者
- ハ・使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令 (フロン類法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法) 若しくはこれらの法律に基づく処分に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (第3 2条の3 第7 項及び第3 2条の1 1 第1 項を除く) に違反した者
- ・刑法第204 条 (傷害)、第206 条 (現場助勢)、第208 条 (暴行)、第208 条の2 (凶器準備集合及び結集)、第222 条 (脅迫)、第247 条 (背任) 及び暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 解体業・破砕業、一般廃棄物収集運搬・処分業、(特別管理) 産業廃棄物収集運搬・処分業、浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者〔法人にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15 条 (不利益処分を受ける者への聴聞の通知) による通知があった日前6 0 日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。〕
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で、暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

《参考》

- ◎ 「禁錮」とは、原則として1ヶ月以上の自由の剥奪 (拘禁) を内容とする刑罰であり、労働を強制されないもの。
- ◎ 「禁錮以上の刑」とは、禁錮、懲役、死刑のことをいう。
- ◎ 「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とは、刑法第3 1 条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8 条により刑の執行の免除を受けてから5年 (免除を受けた日の翌日から起算する) を経過しない者等。なお、刑の執行猶予の言い渡しを受けた者がこれを取り消されず猶予の期間を経過したときは、刑の言い渡しの効力そのものが失われることになることから経過した翌日から申請ができることとなる。
- ◎ 「執行を終わり」とは、現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなく刑期を経過した場合をいう。
- ◎ 「暴力団員等」とは、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

長期収支見積書

(法人用)

(単位： 円)

項目 \ 期間	~	~	~	~	~
A 売上高 (内訳は下記)					
B 売上原価					
C 売上総利益 (C=A-B)					
D 販売費及び一般管理費					
E 営業外収益					
F 営業外費用					
G 経常利益 (G=C-D+E-F)					
H 特別利益					
I 特別損失					
J 税引前当期利益 (J=G+H-I)					
K 当期利益					
L 流動資産					
M 固定資産					
N 繰延資産					
O 資産合計 (O=L+M+N)					
P 流動負債					
Q 固定負債					
R 負債合計 (R=P+Q)					
S 純資産合計 (S=O-R)					

売上高内訳

(単位： 円)

自動車 解体業	事業概要					
	(小計)					
その他事業						
	(小計)					
合計						

長期収支見積書

(個人用)

(単位： 円)

期 間	~	~	~	~	~
項 目					
A 売上高 (内訳は下記)					
B 売上原価					
C 売上利益 (C=A-B)					
D その他収入					
E その他経費					
F 差引利益 (F=C+D-E)					
G 各種引当金・準備金等繰戻額等					
H 各種引当金・準備金等繰入額等					
I 所得額 (I=F+G-H)					

売上高内訳

(単位： 円)

自動車 解体業	事業概要					
	(小計)					
その他事業						
	(小計)					
合計						

解体業及び破砕業変更届出について

1 変更届出書の提出先及び提出部数

変更日から30日以内に正本1部、控え1部（受付印を押印後、返却します。）を当初に許可申請（又は届出）を行った環境室へ提出して下さい。変更届は原則として提出先へ持参して下さい。

ただし、遠隔地等でやむを得ず郵送する場合は、返信用封筒（A4版封筒に送付先を記入し、控え郵送分の切手を貼付したもの）を同封して下さい。なお、住所・会社名・代表者名等許可証記載事項の変更の場合は許可証の書き換えを行いますので、書き換え後の許可証（新許可証）の郵送を希望される場合には、控え及び新許可証の郵送料に簡易書留料（310円）分の切手を上乗せして貼付して下さい。また、失効した許可証（旧許可証）については、すみやかに返納して下さい。

2 変更届添付書類

変更事項		添付書類
各事項 共通		法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことの誓約書
住所（注1）	法人の場合	①定款又は寄附行為 ②商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③許可証（原本）
	個人の場合	①住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注3） ②許可証（原本）
事業所の名称及び所在地（※）		①変更のあった事業所に関する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取り図（当該施設が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。） ②施設の所有権又は使用権限を証する書類
氏名又は名称	法人の場合	①定款又は寄附行為 ②商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③許可証（原本）
	個人の場合	①住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ②許可証（原本）
代表者（法人の場合）		①定款又は寄附行為 ②商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ③許可証（原本）
役員の氏名又は住所（法人の場合）		①役員等新旧対照表（変更届出書に直接記載する場合は省略可） ②住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（②については、新たに追加された者のみ添付すること。） ③商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注1、注2
政令で定める使用人又は法定代理人の氏名又は住所（法人の場合）		①役員等新旧対照表（変更届出書に直接記載する場合は省略可） ②住民票（本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。）及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（②については、新たに追加された者のみ添付すること。） 注1、注2

事業の用に供する施設 (保管の場所を含む。) (※)	①変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該付近の見取り図(当該施設が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。) ②所有権又は使用権限を証する書類(売買) 注) 変更又は新たに追加された施設のみ添付すること。
株主又は出資者<全体の百分の五以上>の氏名、名称、住所 (法人の場合)	①株式の数又は出資の金額を記載した書類 ②住民票(本籍地記載のもので個人番号の記載のないもの。なお、外国人の場合には、国籍記載のもの。)及び精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ③商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(株主又は出資者が法人の場合)
標準作業書の記載事項	変更後の標準作業書(変更部分のみ。変更箇所がわかるようにすること。)(なお、変更届出書に変更内容が記載できる場合には、添付不要。)
他に受けている解体業又は破砕業若しくは産業廃棄物処理業の許可番号(申請中の場合は申請年月日)	変更のあった業の許可証の写し(変更許可申請中である場合には、当該申請書の鑑の写し)
解体業又は破砕業を行おうとする事業所以外の場所で積替え又は保管を行う場合、当該場所の所在地、面積、保管量の上限 (※)	①当該場所及び積替え・保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 ②当該場所及び積替え・保管施設の所有権又は使用権限を有することを証する書類(公図、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、賃貸借契約書の写し、施設使用承諾書の写しなど)
破砕業の用に供する施設について、廃棄物処理法上受けている施設許可の年月日及び許可番号	変更後の施設に係る許可証の写し

※ なお、事業所の所在地、事業の用に供する施設の概要、解体業又は破砕業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車、解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場所を変更する場合は、事前に本社(ただし、本社の所在地を管轄する環境室管内に事業所を有しない場合、又は、県外に本社を置く場合には、県内の代表的な事業所)を管轄する環境室にご相談いただきますようお願いいたします。

- (注1) 上記商業登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、住民票、登記事項証明書については届出日より前3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
- (注2) 新しい代表者が役員としても新規に追加される場合には、両方の添付書類を提出すること。(ただし、重複するものについては1通でよい。)
- (注3) 「精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、登記事項証明書(成年後見等の登記されていないことの証明書)を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

解体業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

(郵便番号) 514 - 8570
 住 所 三重県津市広明町 13 番地
 氏 名 三重県自動車解体株式会社
 代表取締役 三重 健太郎
 電話番号 059-224-1000

〇〇年〇〇月〇〇日付け第20243△△△△△号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	取締役 みえ けんじ 三重 健次 使用人 みえ けんざぶろう 三重 健三郎	取締役 みえ けんた 三重 健太 使用人 みえ たろう 三重 太郎
変更の理由	役員改選	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

破碎業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 殿

(郵便番号) 514 - 8570
住 所 三重県津市広明町 13 番地
氏 名 三重県自動車破碎株式会社
取締役 三重 健太郎
電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 1 0 0 0

〇〇年〇〇月〇〇日付け第 2 0 2 4 △△△△△△△号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<事業所の名称変更> 三重県自動車破碎株式会社 <役員等の変更> 別紙 役員等新旧対照表のとおり	三重県自動車解体株式会社
変更の理由	・事業の拡大	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

役員等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職名	しめい 氏名	変更の内容	役職名	しめい 氏名	変更の内容
代表取締役	みえ けんたろう 三重 健太郎		代表取締役	みえ けんたろう 三重 健太郎	
取締役	しま じろう 志摩 次郎	新任	取締役	とほ じろう 鳥羽 次郎	退任
政令使用人	ごてんぼ たろう 御殿場 太郎		政令使用人	ごてんぼ たろう 御殿場 太郎	
監査役	くわな いっぺい 桑名 一平		監査役	くわな いっぺい 桑名 一平	
株主	みえ けんたろう 三重 健太郎		株主	みえ けんたろう 三重 健太郎	
株主	ごてんぼ たろう 御殿場 太郎	追加			

※ 注意事項

- ①氏名には必ずふりがなを記入すること。
- ②監査役を含む役員全員及び政令第5条で定める使用人及び100分の5以上の株主又は出資者の全員を記入すること。
- ③新・旧の欄には、変更後、変更前のすべての役員等を記入すること。
- ④変更の内容欄には、新任・退任等の別を記入すること。

解体業廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 あて

(郵便番号) 514 - 8570

住所 三重県津市広明町 13 番地

氏名 三重県自動車解体株式会社

代表取締役 三重 健太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 1 0 0 0

〇〇年〇〇月〇〇日付け第 2 0 2 4 3 〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた解体業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 4 条の規定により、次のとおり届け出します。

解体業を廃止した事業者	住所 三重県津市広明町 13 番地 氏名 三重県自動車解体株式会社 代表取締役 三重 健太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃止の理由	1. 死亡 2. 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散 (合併及び破産以外の理由) 5. 個人経営の法人化による消滅 ⑥. その他 (自動車解体部門の廃止) (該当するものを○で囲む)

備考

1 : 廃止の届出者は次のとおりとする。

1. 死亡 (個人経営の場合)	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散 (合併及び破産以外の理由)	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2 : 様式の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。

3 : 許可証を添付すること

破砕業廃止（一部廃止）届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事 へ

（郵便番号）514 - 8570

住所 三重県津市広明町 13 番地

氏名 三重県自動車破砕株式会社

代表取締役 三重 健太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 059 - 224 - 1000

〇〇年〇〇月〇〇日付け第2024〇〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた破砕業を廃止（一部廃止）したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条の規定により準用する法第64条の規定により、次のとおり届け出します。

破砕業を廃止（一部廃止）した事業者	住所 三重県津市広明町 13 番地 氏名 三重県自動車破砕株式会社 代表取締役 三重 健太郎
廃止（一部廃止）する事業の範囲	破砕処理（シュレッディング）
廃止（一部廃止）の理由	1. 死亡 2. 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由） 5. 個人経営の法人化による消滅 ⑥ その他（自動車破砕部門の廃止） （該当するものを○で囲む）

備考

1：廃止の届出者は次のとおりとする。

1. 死亡（個人経営の場合）	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散（合併及び破産以外の理由）	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2：様式の大きさは日本工業規格A4とすること。

3：許可証を添付すること

※土地利用等に関する主な他法令による規制一覧（例）

括弧書は、協議先と異なる場合の本庁における所管室を示す

法令名	条項	規制の対象となる内容	関係協議先
国土利用計画法	第14条	規制区域内における土地に関する権利の移転等の許可	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
	第23条	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出	
	第27条の4	注視区域における土地に関する権利の移転等の届出	
	第27条の7	監視区域における土地に関する権利の移転等の届出	
	第29条	遊休土地に係る計画の届出	
大規模土地取引等に関する事前指導要綱	第4条	国土利用計画法第14条の許可申請又は法27条の4及び27条の7の届出前の事前協議	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
三重県立自然公園条例	第16条第4項	県立自然公園特別地域内における工作物の新改増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、水面の埋立、土地の形状変更等の許可	農林（水産）事務所
	第26条第1項	県立自然公園普通地域内における一定規模以上の工作物の新改増築、水面の埋立、鉱物の採掘、土石の採取、土地の形状変更等の届出	農林水産部みどり共生推進課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第29条	知事が指定した特別保護地区内での建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、水面の埋立又は干拓、木竹の伐採、その他政令で定めた行為の許可	農林（水産）事務所 (農林水産部獣害対策課)
	第7項	環境大臣が指定した特別保護地区内での建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、水面の埋立又は干拓、木竹の伐採、その他政令で定めた行為の許可	環境省
自然公園法	第20条第3項	国定公園特別地域内における工作物の新改増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、土石等の集積、水面の埋立、土地の形状変更等の許可	農林（水産）事務所
	第21条第3項	国定公園特別保護地区における工作物の新改増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、土石等の集積、水面の埋立、土地の形状変更、木竹の損傷、木竹の植栽、植物等の採取等の許可	(農林水産部みどり共生推進課)
	第33条第1項	国定公園普通地域内における一定規模以上の工作物の新改増築、水面の埋立、鉱物の採掘、土地の形状変更等の届出	国立公園については環境省
三重県自然環境保全条例	第11条第4項	三重県自然環境保全地域特別地区内での建築物その他の工作物の新改増築、宅地造成、土地の開墾、土地の形質変更、鉱物の採掘、土石の採取、水面の埋立、木竹の伐採等の許可	農林（水産）事務所
	第13条第1項	三重県自然環境保全地域普通地区内での一定規模以上の建築物その他の工作物の新改増築、宅地造成、土地の開墾、土地の形質変更、鉱物の採掘、土石の採取、水面の埋立等の届出	(農林水産部みどり共生推進課)
	第34条	一定規模以上の宅地の造成その他の規則で定める行為	
森林法	第10条の2	地域森林計画の対象の民有林内における開発行為の許可(1haをこえるもの)	農林（水産）事務所
	第27条	保安林の指定の解除	(農林水産部治山林道課)
	第31条	保安林予定森林における立木竹の伐採、土石・樹根の採掘、土地形質変更の制限	
	第34条	保安林における立木竹の伐採、土石・樹根の採掘、土地形質変更の制限	
	第44条	保安施設地区の指定の解除	
保安施設地区における立木竹の伐採、土石・樹根の採掘、土地形質変更の制限			

農地法	第4条第1項	自己所有農地の転用(権利の設定・移転を伴わない)の許可	農林水産部農地調整課 但し、尾鷲市・紀北町は尾鷲農林水産事務所、熊野市、御浜町、紀宝町は熊野農林事務所がそれぞれ許可。 市街化区域内農地は農業委員会へ届出
	第5条第1項	自己所有農地以外の転用(権利の設定・移転を伴う)の許可	津市、四日市市・伊勢市・鈴鹿市・鳥羽市・名張市・亀山市・志摩市・松阪市・伊賀市・東員町・朝日町・多気町・明和町・大台町・大紀町・南伊勢町、玉城町、度会町へは2ha以下の農地転用許可権限移譲済
	附則第8条による改正前第36条	国有農地の売渡	農林水産部農地調整課 (農林(水産)事務所)
	附則第8条による改正前第61条	開拓財産の売渡	
	附則第8条による改正前第80条	国有農地・開拓財産の売払、所管換及び所属替	
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	農用地区域内における開発行為の許可	農林(水産)事務所 (農林水産部農地調整課)
	第15条の4	農用地区域以外の区域における開発行為の勧告	
水産資源保護法	第18条	保護水面の区域における埋立等の許可	農林水産部水産資源課
国有財産法	第8条第1項	国土交通省所管法定外公共用財産の用途廃止及び財務大臣への引継	建設事務所 (県土整備部公共用地課)
道路法	第24条	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認	建設事務所
	第32条	道路の占用の許可	建設事務所
	第91条	道路予定区域内の工事の許可	建設事務所
	第95条の2	県公安委員会との調整	所轄警察署 (県警察本部)
三重県砂防指定地等管理条例(砂防法)	第4条	砂防指定地内の制限行為許可	建設事務所 (県土整備部流域管理課)
	第5条	砂防設備の占用許可	
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	第7条	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可	建設事務所 (県土整備部流域管理課)
河川法	第20条	河川管理者以外の工事承認	河川管理者 建設事務所 (県土整備部流域管理課)
	第23条	流水の占用の許可	
	第24条	土地の占用の許可	
	第25条	土石等の採取の許可	
	第26条第1項	工作物の新築、改築、除却の許可	
	第27条第1項	土地の掘削等の許可	
	第28条	竹木の流送、舟いかだの通航の禁止、制限又は許可	
	第29条第1項	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可	
	第55条第1項	河川保全区域内における行為の許可	
	第57条第1項	河川予定地内における行為の許可	
	第58条の4第1項	河川保全立体区域内における行為の許可	
第58条の6第1項	河川予定立体区域内における行為の許可		
地すべり等防止法	第18条	地すべり防止区域内における行為の許可	建設事務所 (県土整備部流域管理課)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第9条	土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の許可	建設事務所 (県土整備部流域管理課)
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域内に設ける海岸保全施設以外の施設又は工作物の占用許可	海岸管理者 建設事務所 (県土整備部流域管理課)
	第8条第1項	海岸保全区域内における土石の採取、他の施設の新設、改築、土地の掘削、盛土、切土等の行為の許可	
公有水面埋立法	第2条	公有水面での埋立の行為の免許	建設事務所 (県土整備部流域管理課) (農林水産部水産基盤整備課)
	第29条	公告後10年以内での埋立地の用途変更の許可	
港湾法	第37条	港湾区域又は港湾隣接地域内の工事等の許可	港湾管理者 建設事務所 (県土整備部流域管理課)
	第38条の2	臨港地区内における行為の届出	
三重県漁港管理条例	第12条	県管理漁港施設における占用、工作物設置等の許可	農林水産事務所 (農林水産部水産基盤整備課)
漁港漁場整備法	第39条	県管理漁港区域内の水域又は公共空地における工作物の建築、土砂の採取、土地の掘削、汚水の放流、占用等の許可	農林水産事務所 (農林水産部水産基盤整備課)
都市計画法	第29条第1項又は第2項	開発行為の許可	建設事務所 (県土整備部建築開発課) ※津市、桑名市、鈴鹿市、四日市市は各市 建設事務所 (県土整備部公共用地課) 建設事務所 (県土整備部都市政策課) ※市は各市
	第43条第1項	建築行為の許可	
	第40条	公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属)	
	第53条	都市計画施設等の区域内における建築許可	
	第65条	都市計画事業地内の建築等の許可	
三重県宅地開発事業の基準に関する条例	第6条	都市計画区域外(準都市計画区域を除く)の0.3ha以上1ha未満の開発行為の確認	建設事務所 (県土整備部建築開発課) ※津市、桑名市、鈴鹿市は各市
建築基準法	第6条、第6条の2	建築物の建築等に関する建築主事等の確認	建築主事 (県土整備部建築開発課、建設事務所)※特定行政庁は各市 第6条の2の場合は指定確認検査機関
文化財保護法	第43条	重要文化財の現状変更等の制限	市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護課)
	第93条	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示	
	第125条	史跡名勝天然記念物の現状変更の制限	
三重県文化財保護条例	第16条	三重県指定有形文化財の現状変更等の制限	市・町教育委員会 (教育委員会社会教育・文化財保護課)
	第39条	三重県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限	

解体業・破砕業に関する申請・届出についての御相談は、

下記の区域を管轄する地域防災総合事務所又は地域活性化局

地域機関名 (申請・届出窓口)	管轄する区域	所在地	電話番号
桑名地域防災総合事務所 環境室 環境課	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室 廃棄物対策課	菰野町、朝日町、川越町、 (※2)	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室 環境課	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室 環境課	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室 環境課	松阪市、多気町、明和町、 大台町	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室 環境課	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628 - 2	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室 環境課	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室 環境課	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室 環境課	熊野市、御浜町、紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6937

又は、下記にお問い合わせ下さい。

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL 059-224-2385 FAX 059-222-8136

(※2) 管轄する区域：四日市市について

平成20年4月1日から四日市市が保健所政令市に移行されたことに伴い、四日市市内における使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）に関する業務が、三重県から四日市市に移管されました。

四日市市内における、解体業・破砕業に関する申請・届出についての御相談は下記にお問い合わせください。

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所環境部 生活環境課 廃棄物対策室

TEL 059-354-4415 FAX 059-354-4412